

申告はお早めに

所得税 消費税の 確定申告

所得税

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付けは、2月16日(月)から3月16日(月)までです。申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

また、税務署の申告会場へ行く場合は、前年の申告書控え、源泉徴収票など申告に必要な書類および印鑑を持参してください。



← 申告会場

復興特別所得税

東日本大震災の復興を目的に、平成49年まで、復興特別所得税(所得税額の21%)を所得税と合わせて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようにご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について復興特別所得税の記載が必要となります。

公的年金を受給されている方へ

公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告をする必要はありません。(源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができません。)

※確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

住民課町税グループ

☎ 76・2130

消費税

税率

消費税(地方消費税を含む)の税率は、平成26年4月1日から8%です。

平成26年分の消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書は、課税取引を旧税率(5%)が適用されたものと新税率(8%)が適用されたものと区分した帳簿などにより作成する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

申告と納付

平成26年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は、3月31日(火)です。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

インターネットで申告書作成

税務署に提出する書類を自宅やオフィスで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力するだけで所得税および復興特別所得税確定申告書などを作成することができます。作成した申告書などは自分で印刷をして、郵送などにより税務署へ提出することができますので、ぜひご利用ください。

e-Taxなら、自宅やオフィスから申告、納税ができます

電子申告(e-Tax)を利用すると、確定申告書作成コーナーで作成した申告書を、インターネットを通じて直接送信することができます。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

記帳・帳簿などの 保存制度

個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずる業務を行う全ての方

※所得税と復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引年月日、売上先や仕入先、その他の相手方の名称、金額、日々の売り上げ、仕入れ、経費の金額などを帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成し

た帳簿や受け取った請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

平成27年度 町道民税の申告

3月16日(月)までに、住民課町税グループの窓口で申告をしてください。

対象となる方

平成27年1月1日時点で本町に住所のある方

申告が必要な方

- 前年中に所得がなく、次の要件に該当する方
- ・所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方
- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
- ・同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方
- ・児童扶養手当の認定を受ける方
- ・保育料の決定を受ける方
- ・65歳以上の方で、介護保険料に

おいて町道民税非課税世帯の減免を受ける方

・国民年金保険料の免除などの申請をされる方

○新たに住民税の各種控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦または寡夫控除、障害者控除など)を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

申告に必要なもの

- 源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
- 控除を受けようとする場合に必要の証明書類
- 印鑑

申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする(した)方
- 所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方
- 前年の所得が「28万円×(扶養の人数+1)+17万円(※)」以下の方
- ※17万円は、扶養がある場合のみ加算しますので、扶養がない場合は28万円となります。

問合せ 住民課町税グループ

☎ 76・2130

※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、保管は必要です。

○還付金が迅速に
e-Taxで申告された還付申告は、書面申告と比べて早期に処理されるため、還付金を早く受け取ることができます。

○24時間いつでも利用可能
確定申告期限の3月16日(月)までは、24時間e-Taxの利用が可能です。

※e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。(住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。)

手続きの詳細内容はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。